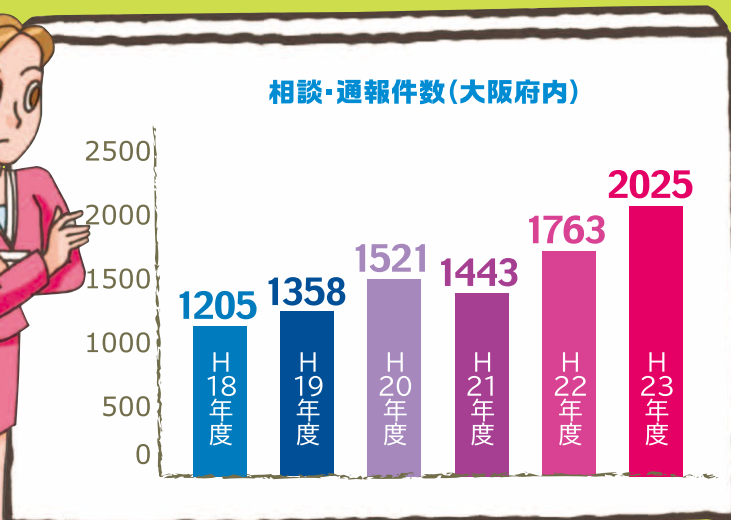


# 介護従事者のための **高齢者虐待** **予防**

# サポートファイル



## 高齢者虐待の相談・通報件数が年々増加!

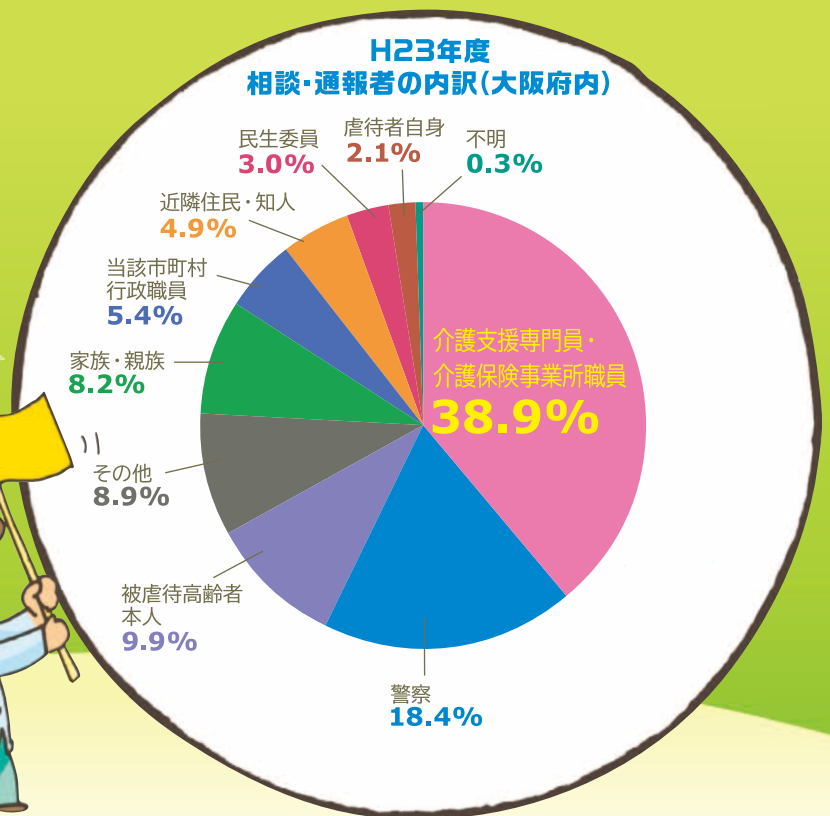
これは、高齢者虐待についての社会的認知が高まったとも考えられますが、まだまだ氷山の一角とも言われています。

## 通報者は、介護従事者が多い!

通報者の約4割が介護保険事業所で働く私たちです。日ごろから高齢者自身をよく知る私たちの発見が重要なカギとなり、また、高齢者虐待を未然に防ぐ役割が期待されています。

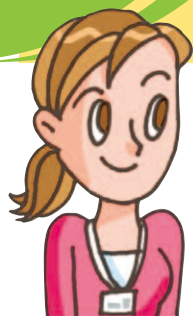


ポシーヌくん  
(虐待防止犬)



虐待になる前の変化に気づくことが大切です

# ふだんの暮らしを振り返ってみましょう。



生活の中の会話や行動に高齢者への虐待につながる可能性が潜んでいるかもしれないんだ。  
**高齢者を支える私たちができることを考えてみよう。**

## Case1

### おでかけ編

また、転ぶと危ないから、  
ひとりで外出しちゃダメ!

#### 心の声

どうして、何度言っても  
わからないのかしら。  
もう少し待ってくれたら  
一緒に行くのに……。

事故に遭ったり  
怪我でもしたら  
心配だわ。



大丈夫!!  
ワシー人で行けるから。

#### 心の声

心配してくれるのは  
嬉しいけど、この  
くらい大丈夫だ。



## Case2

### お金の管理編

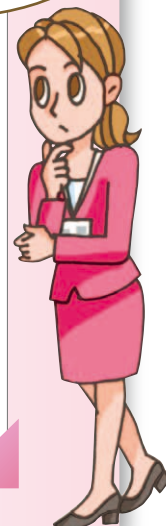
これからは、僕が  
金銭管理するから  
任せておいて。

#### 心の声

世話になっているから  
あまり強く言えないけど  
本当は自分で管理したい。

#### 心の声

最近困っているから、  
少しくらい使っても  
いいよね。世話もして  
るんだし。



Case3

夜間のトイレ編



今何時だと思っているの、我慢できないの？

心の声

でも私以外に、する人がいないし。私の大変さなんて誰も分かってくれない。私のことが憎くてしているのかしら。



大丈夫、大丈夫。一人で行けるから。

心の声

迷惑かけたくないから、静かに一人で行ってたのに。だからといって、オムツは嫌だし。



Case4

リハビリ編

無理…。

心の声

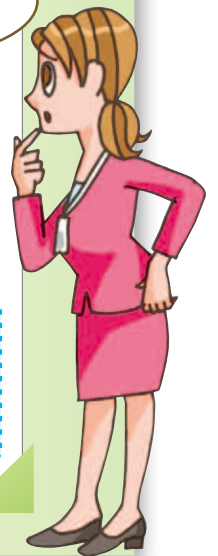
私も以前のように家族のために色々したいけど…。



もっと、運動させてください。

心の声

以前のような元気な母に戻ってほしい。



このような場面を見たり、聞いたりしたことはありませんか。介護が少しずつ必要になってくる暮らしの中で、高齢者も、家族も、加齢や病気にもなる心身の機能の低下を受け入れられず、介護の負担やいずれ虐待につながってしまう可能性があります。私たちは、高齢者や家族の気持ちに寄り添い支えていく中で、変化に気づくことが大切です。

「変化」とは具体的に  
どんなこと…

next

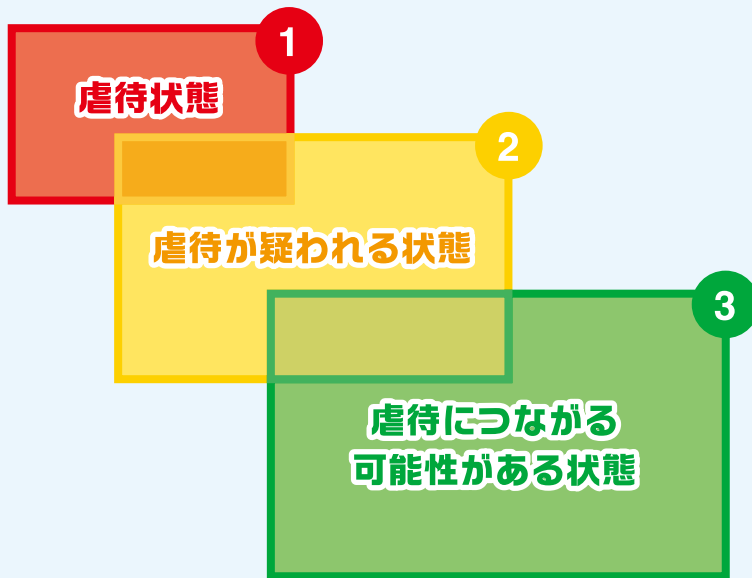




では、私たちは、どのような変化に気づき、何をすればいいのでしょうか。虐待防止のための視点をみんなで共有しましょう。

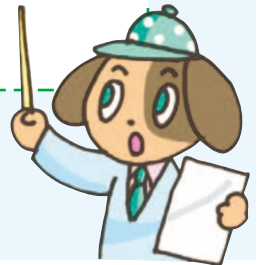
## 高齢者虐待予防のための20の指標

これらの指標(次項)は、下図の“③虐待につながる可能性がある状態”にある人を早期に発見し、早期に対応する機会を確保することによって、高齢者虐待を未然に防ぐことを目的としています。



### ③虐待につながる可能性がある状態とは？

この状態は虐待ではありませんが、このまま放置すると虐待のリスクが高くなる状態をさします。この指標一覧は、その状態を早期に発見する指標として、「高齢者本人の変化に着目した指標」と「養護者の変化に着目した指標」を示すものです。



活用してみよう！

### 個人で活用する

日常的な実践活動の中で、援助者が高齢者本人や養護者と接する際、これらの指標を念頭においてかかわることで、虐待につながる可能性がある状態であることに早期に気づくことができます。

また、家庭訪問や面接を終えたあとに、これらの「高齢者虐待予防のための指標一覧」(次頁)を活用して振り返ることができます。

### カンファレンスで活用する

サービス担当者会議や地域ケア会議等の関係者が集まるカンファレンス等で活用できます。

本指標を参照しながら協議することで、参加メンバーが虐待につながる可能性があるかどうかを判断することに役立ちます。



## 高齢者虐待予防のための指標一覧

### 指標 A 本人(高齢者)の変化に着目した項目

	指標	ポイント	チェック
A-1	体重の減少がある	・主治医の意見書“体重欄”との比較 ・頬がこけてきている ・食べ物に執着するようになる ・服がゆるくなっている	
A-2	身だしなみが乱れてくる	・髪や爪がのびたまま ・衣類が汚れている ・自分のものでない衣類 ・化粧をやめている	
A-3	覇気がなくなる	・声小さく、ぼそぼそ話す ・ぼーっとしている ・「どうでもいい」という発言が増える ・笑顔が少ない	
A-4	感情の波が大きくなる	・急に怒り出す ・急に泣き出す	
A-5	とりつくろうことが多くなる	・食べたものを具体的にこたえられない ・傷のことをごまかす	
A-6	自分のことを否定的に表現するようになる	・「早く死にたい」「生きていても仕方がない」「どうせ」 ・「あほやから怒られてもしかたない」などの発言	
A-7	自分で決めようとしなくなる	・発言するときに、養護者の顔色をうかがう ・「私分らない」などと養護者まかせの発言が増える	
A-8	お金の使い方に変化がみられるようになる	・自分の通帳は自分で管理しているか ・介護サービスのキャンセルが増えている	
A-9	養護者に対してビクビクする発言や態度がみられるようになる	・養護者が来ると話を途中でやめる ・養護者がいると無表情になる	
A-10	養護者に関して矛盾する言動がみられるようになる	・「施設に入りたい」「家で生活したい」「怒られるから怖い」「私がいないと何もできない」などの発言	

### 指標 B 養護者の変化に着目した項目

	指標	ポイント	チェック
B-1	本人の能力低下を認めようとししない	・リハビリにこだわる ・「やればできるはず」「できないのはやる気がないから」などの発言	
B-2	本人のことを他人のように呼びはじめる	・本人のことを「あの人」「この人」と呼ぶ ・本人のことを、他人事のように話す	
B-3	本人の言動に干渉するようになる	・本人にたずねているのに、養護者が答える ・本人のそばから離れない ・本人の発言にいらだつ	
B-4	お金に困っている様子がある	・サービスのキャンセルが目立つ ・お金の使い方に口出する ・働いていたはずの家族が家にいる	
B-5	話のつじつまが合わなくなる	・明らかに事実と異なる発言がみられる ・サービス提供機関ごとに話す内容が異なる	
B-6	自分自身についてのアピールが多くなる	・養護者が自分の体調不良を訴える ・介護の大変さを訴える	
B-7	すべての介護を自分で担おうとする	・「私がみます」「ヘルパーに任せられない」などの発言 ・他の親族のかかわりを拒否する	
B-8	身だしなみをかまわなくなる	・化粧をしなくなる ・寝間着などですごしている ・髪の手入れをしなくなる	
B-9	サービス利用を制限しようとする	・本人が望んでいるのに、デイサービスの利用を断る ・「私がちゃんとみるから大丈夫」という発言がみられる	
B-10	サービス提供機関への訴えが多くなる	・事業所への電話が増える ・スタッフの些細な発言にすぐ怒る ・サービスに対する苦情が多くなる	



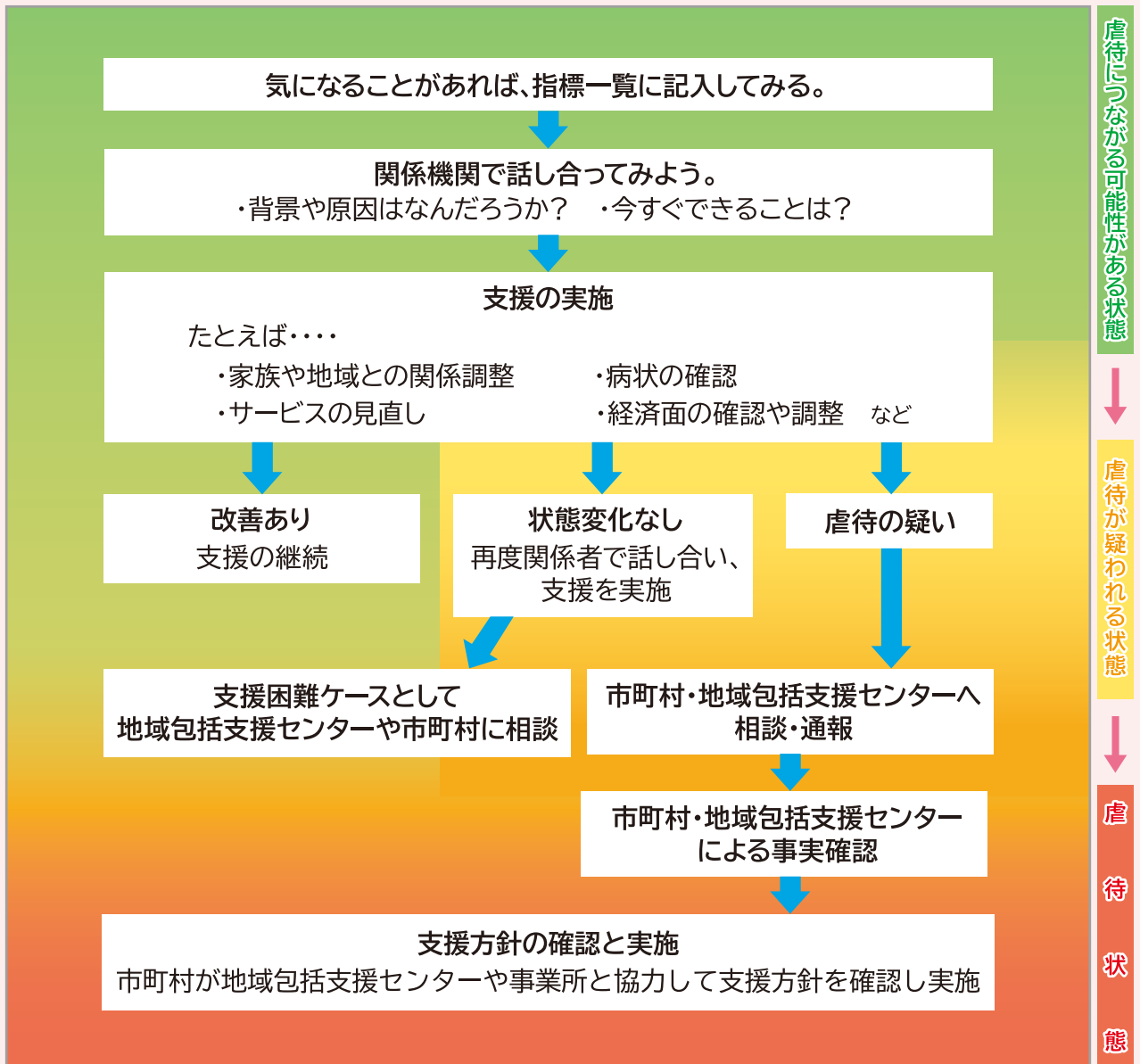
チェックに印がついたら... next

# フローチャートで確認してみましょう。



具体的にどのように動けばいいのか  
フローチャートで確認しよう！

## フローチャート

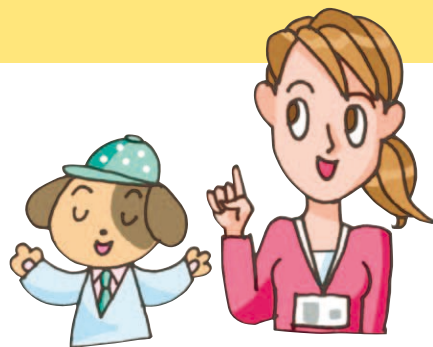


まずは、相談 明らかな虐待だとわかる状態でも、あれっと思うことがあれば、相談してみましょう。

- 市町村
- 地域包括支援センター
- 上司
- 関係機関

あなたの勇気ある行動が、困っている高齢者や家族を助ける第一歩になります。

介護保険制度が普及する一方で、高齢者に対する虐待が表面化して社会問題となり、平成18年4月に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行されました。そこには、行政、高齢者の福祉に関わる各種専門職、国民の責務や役割、具体的な対応が明記されています。ここでは、特に、高齢者の福祉に関わる私たちに関係する法律の一部をピックアップしました。



養護者も  
支援の  
対象  
なんだね。

## 高齢者虐待とは？

高齢者虐待防止法では、65歳以上の高齢者に対する養護者(現に養護している家族、親族、同居人等)と、養介護施設従事者等(老人福祉法及び介護保険法に規定する養介護施設又は養介護事業の業務に従事する職員等)による不適切な行為を指します。養護者による虐待については、養護者を支援することも法律に明記されています。

## 高齢者虐待にはどんな種類がありますか。

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

身体的虐待が6割を占め、次いで、心理的虐待、経済的虐待となっています。最近では、経済的虐待の件数も増加傾向にあります。虐待をしている養護者自身が虐待の認識がない場合も多く、高齢者自身もかばったり、知られたくないとの思いがあるため、発見しにくい場合があります。



## 私たち、介護従事者にはどんな役割があるの？

高齢者虐待を発見しやすい介護従事者は、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとあります(第5条)。また、生命又は身体に重大な危険が生じている高齢者虐待を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない通報義務もあります(第7条第1項)

## 通報時、個人情報伝えることは、守秘義務違反にならないの？

私たちには、職務上知りえた個人情報を守る義務があります。しかし、高齢者虐待の通報義務は、法律で守秘義務よりも優先されています。(高齢者虐待防止法第7条第3項)



個人情報  
保護法よりも  
優先されるよ

## 通報することで、本人(高齢者)や家族との信頼関係が壊れないの？

通報を受ける市町村や地域包括支援センターは、通報した人の秘密を守らなければならないとあります(第8条)。本人や家族と関わる私たちがこれまで築いてきた信頼関係が壊れないような配慮をしたり、役割分担をしながら、本人や家族を支援します。通報の時に、家族との関係性も含めて、相談するようにしましょう。